

佐世保市通所型支え合いサービス補助金交付要綱（新旧対照表）

改正前	改正後												
<p>(定義) 第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び総合事業実施要綱の例による。</p> <p>(補助対象団体) 第4条 (1) <u>居宅要支援被保険者及び事業対象者</u>を中心に、体操や趣味活動を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会の開催等サービス（以下「通所型支え合いサービス」という。）を行う団体であること。</p> <p>(補助金の額等) 第6条 補助金の額は、<u>50,000円</u>を上限とし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助対象経費がこれに満たないときは、当該補助対象経費の額を上限とする。</p> <p>別表1（第5条関係） 補助対象経費</p> <table border="1" data-bbox="163 1091 920 1262"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td> <td>サービス調整事務に対する報償 ※直接サービスを提供する人件費は対象外</td> </tr> <tr> <td>以下、略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	経費区分	内容	報償費	サービス調整事務に対する報償 ※直接サービスを提供する人件費は対象外	以下、略		<p>(定義) 第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号）、<u>地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号）別紙地域支援事業実施要綱（以下「地域支援事業実施要綱」という。）</u>、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び総合事業実施要綱の例による。</p> <p>(補助対象団体) 第4条 (1) <u>地域支援事業実施要綱別記1総合事業(1)介護予防・生活支援サービス事業ア総則(ウ)</u>に定める対象者を中心に、体操や趣味活動を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会の開催等サービス（以下「通所型支え合いサービス」という。）を行う団体であること。</p> <p>(補助金の額等) 第6条 補助金の額は、<u>80,000円</u>を上限とし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助対象経費がこれに満たないときは、当該補助対象経費の額を上限とする。</p> <p>別表1（第5条関係） 補助対象経費</p> <table border="1" data-bbox="1182 1091 1939 1262"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td> <td><u>(1) サービス調整事務に対する報償費</u> <u>(2) ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）</u></td> </tr> <tr> <td>以下、略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 <u>(この要綱の失効)</u></p>	経費区分	内容	報償費	<u>(1) サービス調整事務に対する報償費</u> <u>(2) ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）</u>	以下、略	
経費区分	内容												
報償費	サービス調整事務に対する報償 ※直接サービスを提供する人件費は対象外												
以下、略													
経費区分	内容												
報償費	<u>(1) サービス調整事務に対する報償費</u> <u>(2) ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）</u>												
以下、略													

改正前	改正後
	<p>2 <u>この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>